

部落内回覧をお願いします

神住第216号
令和7年9月12日

各 位

神山町長 河野 雅俊

令和7年度 秋期狂犬病予防注射(追加)と登録の実施について

日頃は、町環境衛生事業にご協力をいただきありがとうございます。
さて、本年4月に狂犬病予防注射と犬の登録を実施しましたが、日時の都合等により実施できなかった方について、予防注射と登録を実施しますので、受けてくださいますようお願いいたします。

「**狂犬病予防法**」により、**犬の登録(「一生に1回」)**と**狂犬病予防注射(「毎年」)**を受けることが義務付けられています。

1. 実施日時及び場所 令和7年10月9日(木)

日付	場 所	実 施 時 間
10月9日 (木)	広 野 南行者野 ゴミ収集場所(旧集乳所)	午前 10:00 ~ 午前 10:15
	広野支所	〃 10:30 ~ 〃 10:50
	阿 川 阿川公民館	〃 11:05 ~ 〃 11:20
	鬼籠野 鬼籠野公民館	〃 11:40 ~ 〃 11:55
	神 領 神山町役場 庁舎裏	午後 1:10 ~ 午後 1:30
	左右内 鍋岩消防格納庫	〃 1:45 ~ 〃 1:55
	下 分 下分公民館	〃 2:15 ~ 〃 2:30
	上 分 上分公民館	〃 2:45 ~ 〃 2:55

※ 時刻は予定です。通行止め等、道路状況により多少前後する場合があります。

2. 費 用

・新規登録料金 1頭につき 3,000円 ・注射料金 1頭につき 3,300円

3. 注意事項

- ①決められた場所以外で予防注射を行うことはできません。実施場所へお連れください。
- ②犬の引率者が、犬を暴れないように抑えられる状況でなければ注射が行えません。
- ③首輪が抜けないう、事前に確認してください。噛みつく恐れのある犬には、口輪を付けてください。
- ④受けた鑑札と注射済票は、必ず犬の首輪につけて飼育してください。
- ⑤犬のふんのおと始末は飼い主の責任です。飼い主が持ち帰って始末してください。
- ⑥予防票は必ず事前にご記入し、当日にお持ちください。

●登録内容に変更があった場合は届出が必要です。

犬が死亡したとき、犬の住所が変わったとき、飼い主が変わったときは、変更届等の提出が義務付けられています。住民課へご連絡ください。